

第 44 回 盛岡市玉山区地域協議会 議 事 録

盛岡市玉山区地域協議会

第 44 回盛岡市玉山区地域協議会

日 時 平成 25 年 1 月 31 日 (木)
15 時 00 分 から
場 所 渋民公民館 2 階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事録署名員の選出

5 議 事

(1) 報 告

報告第 1 号 玉山区に係る北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画の変更について

(説明者：上下水道局上下水道部下水道整備課 竹田課長)

報告第 2 号 盛岡広域都市計画事業渋民地区土地区画整理事業の完了について

(説明者：市街地整備課 藤原課長)

報告第 3 号 玉山区地域づくり大会の開催について

(説明者：玉山総合事務所 萬事務長)

報告第 4 号 新しい盛岡市総合計画の策定について (答申への対応状況について)

(説明者：企画調整課 古館課長)

(2) 審 議

ア 諮問事項

審議第 1 号 藪川辺地総合整備計画の変更について

(説明者：企画調整課 古館課長)

審議第 2 号 盛岡市石川啄木記念館条例の制定について

(説明者：教育委員会事務局 佐藤部長)

イ 自主的審議事項

なし

6 そ の 他

7 閉 会

盛岡市玉山区地域協議会委員名簿

任期：平成24年2月13日～平成26年2月12日

	氏 名	所 属 団 体 等
委員	伊 香 信 子	玉山区交通安全母の会連合会 会長
委員	岩 崎 隆	元岩手県農協青年組織協議会 会長
委員	右 京 富 弥	盛岡市社会福祉協議会 副会長
委員	小 橋 弓 子	公募委員
委員	駒 井 元	盛岡市環境審議会委員
委員	齋 藤 勲	玉山区自治会連絡協議会 会長
委員	桜 輝 夫	公募委員
委員	佐々木 由 勝	元岩手県二戸振興局農政部長
委員	竹 田 ア サ	玉山区芸術文化団体連絡会理事
委員	千 葉 進	盛岡商工会議所玉山地域運営協議会 会長
委員	津志田 貞 子	元市議会議員
委員	福 田 稔	新岩手農業協同組合 代表理事組合長
委員	松 坂 幸 美	渋民中学校 P T A 会長
委員	皆 川 ミエ子	盛岡市上下水道事業経営審議会委員
委員	村 山 美栄子	巻堀地区民生児童委員協議会 会長

本議事録が正確であることを証し，下記に署名する。

平成25年3月15日

議事録署名員

駒井元



平成25年3月15日

議事録署名員

小橋マコ



議 事 録

○ 会議概要

1 会議名

第44回盛岡市玉山区地域協議会

2 開催日時

平成25年1月31日（木） 15時00分から17時22分

3 開催場所

渋民公民館 2階 大会議室

4 出席者 (38名)

委員 : 福田稔 委員 (会長), 右京富弥 委員 (副会長)
(14名) 伊香信子 委員, 岩崎隆 委員, 小橋弓子 委員, 駒井元 委員
齋藤勲 委員, 桜輝夫 委員, 佐々木由勝 委員, 竹田アサ 委員
千葉進 委員, 松坂幸美 委員, 皆川ミエ子 委員, 村山美栄子 委員
(欠席者 津志田貞子 委員)

市側出席者 : 川村玉山区長, 萬事務長

(24名) (上下水道部) 竹田下水道整備課長, 藤原下水道整備課主査
(都市整備部) 藤原市街地整備課長
村上市街地整備課副主幹兼開発指導係長
(市長公室) 古舘企画調整課長, 森田企画調整課副主幹兼計画係長
山本企画調整課主任
(農林部) 佐々木農政課長, 熊林農政課副主幹兼農村振興係長
(教育委員会事務局) 佐藤教育部長, 田山参事兼歴史文化課長
(玉山総合事務所) 佐々木参事兼総務課長, 高橋税務住民課長
佐藤健康福祉課長, 大澤産業振興課長
水澤建設課主任主査
(渋民公民館) 竹田館長
(農業委員会事務局玉山分室) 畠山主幹
事務局 (玉山総務課) : 佐々木主任主査, 佐藤主査, 吉田主任
加藤主任

5 傍聴者

高橋和夫市議, 佐藤千賀夫市議,
一般傍聴者 1名
マスコミ取材 2社 盛岡タイムス, 岩手日報社

○ 会議内容

1 開会

(萬事務長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第44回盛岡市玉山区地域協議会を開会いたします。

本会は、委員の半数以上で会議が成立するという規定になっております。本日は委員15名中現在12名参加いただいております。なお、あとお二方お見えになる予定でございますが、現在は12名という状況でございます。ということで、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

2 会長あいさつ

(萬事務長) それでは、福田会長さんからご挨拶を頂戴したいと思います。福田会長さん、お願いいたします。

(福田会長) ご苦労さまでございます。1月もきょうは最終日となったわけでございますが、ことしの幕あけは元日はまことに穏やかな幕あけであったわけでございますが、日一日と厳しい寒さが続いたわけでございます。また、この寒暖の激しさもあるわけでございますが、なかなか体調を維持するのが非常に難しいというような感じがいたすわけでございますが、皆様方にも新しい年をご健勝でお迎えになられたことと心からお喜びを申し上げる次第でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、前年を振り返ってみますと、大変な荒れに荒れた1年であったというような感じもいたすわけございまして、国内外とも大変な年であったと。特にも国内におきましては、政権が交代いたしましたわけございまして、新政権のもとに新しい政治が行われるわけでございますが、何といたってもデフレ脱却ということで、経済対策が非常に大きなポイントとなっておりますわけございまして、これが盛んにいろいろな面で問われておる面もあるわけでございます。

また、我々に大きく関係するのは、どうしても我々玉山区におきましては、農業を基幹としたところの産業を持つておるわけでございますが、これら等に関係する大きな課題がまたのしかかってきているような感もあるわけでございます。前政権が打ち出しました農家の戸別所得補償制度、これを何としても法制化するために頑張ったような感じがするわけでございますが、最終的にはこれを法制化することができなかつたと。何よりの頼りとしておった農家の方々も、新政権のもとでは不安要素を抱えたような感じもいたすわけでございます。25年度は、前政権のこの考えをそのまま引き継ぐというようなことございまして、今後これを見直していくというようなことございまして、これら等につきましては今盛んに問われておりますTPP交渉参加、これと相通ずるのも出てくるわけございまして、日本農業の存亡をかけながら今後の新政権の対応、農政についても注視していかなければならないと、こう思っておるところでございます。特にも2月20日ごろですか、安倍首相が訪米いたしまして、オバマ大統領との協議があるわけでございますが、

その中で交渉参加を表明するのか、政権が打ち出しております聖域なき関税撤廃、このことには絶対反対であるということを通すのか、この辺が大きなこれからの課題だと、こう思っておるところでございます。

いずれにいたしましても、我々住民サイドからいえば、将来も安定した、そして我々の生活も安定した毎日が送れるような政治を行っていただきたいということが同じく誰しもが願望することだと、こう思うわけでございます。いろいろこれからもあるわけでございますけれども、皆さんとともに今後の政治に対しても注視をしていかなければならないのかなというような思いでございます。

さて、本日は大変お忙しいところ、第44回の玉山区地域協議会にご出席をいただいたわけございまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

盛岡市と玉山村が合併いたしまして既に7年を経過するという時期でございます、玉山区の設置期間の満了まであと3カ年というような時期になったわけでございます。今後の地域自治区制度についても検討が必要であるということを皆さんからもいただいております。このことにつきまして今後皆さんとともにご協議をいただきたい、こういうふうに思うわけでございまして、今後この玉山地区の地域自治区制度の検討委員会等の立ち上げについても、事務局よりご提案があるわけでございますので、今後皆様方からのご意見を賜りながら、市政に反映させていかなければならないと、こう思っておるところでございます。

本日の議題につきましては、報告4件、さらにまた諮問事項が2件でございますけれども、皆様方の忌憚のないご意見をいただきながら、本日のこの協議会を進めたいと、こう思うところでございますので、よろしく願い申し上げます、簡単でございますけれども、開会に当たりましての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

(萬事務長) どうもありがとうございました。

3 区長あいさつ

(萬事務長) それでは、続きまして川村玉山区長からご挨拶を申し上げます。

(川村区長) 本日はお忙しい中、第44回玉山区地域協議会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

1月もきょうで終わりということで、ことし初めての地域協議会ということでございますが、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、平成18年1月に盛岡市、玉山村が合併いたしまして既に7年が経過し、8年目に入っております。地域自治区の設置期間は残り3カ年、3年余りとなったところであります。盛岡市全体といたしましては、自治体経営の指針あるいは地域協働推進計画に基づきまして協働のまちづくりを進めているところであります。玉山区の今後の地域づくりに関しまして、当地域の皆様のご意見をどのように集約し、市政に提言していくか、具体的な検討が必要な時期に入ってきておるところであります。

昨年末には、玉山総合事務所に検討会を設置し、協議を開始したところであります。

玉山区の住民の皆様の意見を十分に反映させるためには、当協議会委員の皆様のご意見を十分伺い、連携しながら進める必要があるものと存じておりますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は、報告事項4件、諮問事項2件を協議していただくこととしておりますが、委員の皆様方には忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

4 議事録署名員の選出

(萬事務長) それでは次に、次第の4、議事録署名員の選出でございますが、ここからは福田会長さんに議長を務めていただきますので、よろしくお願いいたします。

(福田会長) それでは、4の議事録署名員の選出でございますが、恒例によりましてこちらからご指名申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

(福田会長) それでは、こちらからご指名申し上げます。

小橋弓子委員、駒井元委員、両名にお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

5 議 事

(1) 報 告

(福田会長) 議事に入りますが、きょうの会議は公開で行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、(1)の報告第1号玉山区に係る北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画の変更についてを報告いただきたいと思います。

それでは、説明願います。

(竹田課長) 上下水道部下水道整備課の竹田と申します。きょうはよろしくお願いいたします。

では、報告第1号玉山区に係る北上川上流流域関連盛岡市公共下水道事業計画の変更についてご説明いたします。

お手元の資料には、1枚目に今回の変更の内容、2枚目から4枚目につきましては今回の変更により事業計画区域を拡張しようとする箇所を図面を添付してございます。

初めに、玉山区における現在の事業計画及び整備状況についてご説明申し上げます。玉山区におきまして、公共下水道の汚水の事業計画区域は、好摩駅周辺や玉山事務所周辺の市街化区域を中心に定められてございます。盛岡市の公共下水道は、岩手県が策定しております北上川上流流域下水道事業計画を上位計画といたしまして、流域関連公共下水道として事業計画を定めており、各宅地から排出された汚水は、一度市管理の污水管に集めら

れ、岩手県管理の流域下水道幹線を経て、市南端部の東見前にございます都南浄化センターで処理されてございます。

この流域下水道の幹線は、下流側から順次上流側の玉山区へ延伸されてきてまして、平成22年4月からは好摩駅周辺の市街化区域内が供用開始されたところでございます。平成23年度末時点で整備済み面積は、事業計画区域面積の267.7ヘクタールに対しまして184.3ヘクタールと、約66.6%の整備率となっております。このように面的整備率は数字上余り高くない状況ではございますが、これは玉山区の市街化区域の現状といたしまして、大規模農地等があり、その土地所有者の意向により、民有地に設置する公設汚水ますを不要とするケースがあるためでございます。現実には、最寄りの公道内、宅地の前にある公道内に汚水本管は整備されておりますので、管渠の延長から見ますと整備計画延長に対して76.5%の整備率となっております。

次に、玉山区における事業計画区域の拡張についてご説明申し上げます。玉山区におきましては、順次整備が進んできておりますので、今後おおむね5年から7年を目途に新たに汚水管を整備する区域を定めるため、今年度内に変更事業計画を策定する予定としてございます。現在は、岩手県との協議をするための作業を進めておりますが、玉山区におきましては好摩地区の市街化調整区域の10.8ヘクタール、イオン渋民店周辺の13.9ヘクタール、盛岡工業団地の31.1ヘクタール、合計で55.8ヘクタールの区域拡張を予定しているものでございます。

また、今年度は、上位計画の北上川上流流域下水道の事業計画の変更も現在手続中でございますので、この事業計画が策定された段階で市の流域関連公共下水道の事業計画の変更の法的手続を進める予定でございます。その際に、今回拡張しようとする地域の方々に対しまして説明会を開催する予定でございます。

具体的な区域拡張部分につきましては、2枚目以降の図面をごらん願います。なお、図面につきましては、横に見ていただいたほうが見やすいかと思っております。図面1枚目の表側は、好摩駅北東部の市街化調整区域でございまして、図面で赤みがかかったように着色されている区域が今回の事業計画変更で新たに編入しようとする部分でございまして、その面積は約6.5ヘクタールでございます。

めくっていただきまして、図面1枚目の裏側は、巻堀中学校の西側の市街化調整区域で、拡張面積は1ヘクタールでございます。

図面2枚目の表側は、巻堀中学校の南方面に位置しております市街化調整区域で、拡張面積は3.3ヘクタールでございます。

これらの3地区は、いずれも市街化調整区域でございますので、拡張しようとする区域は基本的に現在宅地として利用されている区域に限定されます。

図面2枚目の裏側についてでございますが、この会場の渋民公民館の敷地部分等で、拡張面積は2.8ヘクタールでございます。

図面3枚目の表側は、イオン渋民店周辺で、拡張面積は11.1ヘクタールでございます。

図面3枚目の裏側は、盛岡工業団地で、拡張面積は31.1ヘクタールでございます。

このうち、イオン渋民店周辺と盛岡工業団地につきましては、市街化区域でございますので、今回新たに区域拡張することとしたものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(福田会長) 報告第1号につきまして説明が終わりましたので、皆さんからご意見、ご質問等を賜りたいと思いますが。

はい、どうぞ。

(駒井委員) 今回の敷地のところで、工業団地が新たに含まれているわけですがけれども、一昨年になりますか、盛岡商工会議所の玉山支所が主催で、工業団地及び誘致企業の方々と行政の方々と水道の件で懇談会を開いたときに、この下水のことも話題に出まして、人がさほどいないところでも工業団地の性格上、広い敷地面積を持っていると、それが通常の家庭の下水の人と同じような負担率で来るのであろうかと、その辺はちょっと、あえて緑地帯もつくったりして敷地面積をとっているわけだから配慮してもらえないだろうかというお話がその当時あったわけなのですがけれども、それに関しては今回は何らかの配慮はあるのでしょうか。

(福田会長) どうぞ、答弁をお願いします。

(竹田課長) 今まで盛岡工業団地組合と何回も打ち合わせ等実施してございます。その中で、やはり工業団地の負担金については何とかならないものかと何度もご相談受けております。そこで、今の段階で、まだはっきり決まったわけではございませんが、工業団地内の緑地分については一度賦課して、減免の申請をしていただく形で減免できないかどうか、今検討中でございます。いろいろ今まで相談した結果、今ある工業団地の污水管とか処理場が相当古くなってございますので、何とか公共下水道を整備していただきたいというご要望もございますし、ただし負担金についてはもう少し何とかならないかというご相談も受けてございますので、その辺につきましては今後組合ともう少し相談しながら検討してまいりたいと考えております。

(福田会長) はい。

(駒井委員) ありがとうございます。玉山区及び盛岡市の場合、企業誘致に力を入れるということなので、これからも広い敷地を持った企業に関しては特段の配慮をするようにお願いしたいと思います。

(福田会長) どうもありがとうございます。ひとつご意見、ご要望等については、できる限り積極的に取り組んでいただきたいと思います。

そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(右京副会長) 今回の変更案については、先ほどそれぞれの図面を示していただいて説明を受けたわけですが、下水道区域の拡張についてはこうした地域に住宅をお持ちの方々の要望等も強いであろうというふうに思いますので、適切な配慮であろうというふうに考えております。

質問したいのは、図面の一番最後の盛岡工業団地にかかわる部分の図面の中でですが、図面の左端のほうに、図面で見ると住宅が密集しておるような、そのように描かれている図面のように見受けたわけではありますが、そこが今回の拡張には入っていないという部分が見受けられますが、これは何かそれなりの理由があって今回の拡張には入れることができないのか。そうした理由があればお知らせ願いたいというふうに思います。左端の三角部分、それについてよろしくをお願いします。

(福田会長) どうぞ。

(竹田課長) ご回答申し上げます。

まず、今回の拡張の主な理由につきましては、まず今市街化区域の整備が順調に進みまして、大体完了に近いということで、市街化区域に隣接している宅地、前の3枚目までなのですけれども、隣接して、あとは家屋が連檐しているエリアを主に選定してございます。そのほかのイオンと盛岡工業団地につきましては、市街化区域であるということで、市街化区域につきましては当然下水道整備を進めていかなければならない。特に盛岡工業団地につきましては、ご要望も強かったということで、今回この盛岡工業団地のエリアにつきましては市街化区域ということで、工業団地を編入する予定で進めてございます。ただし、左のエリアにつきましては、隣接しているというふうに言えばそう見えるかもしれませんが、今回は工業団地、このエリアにつきましては市街化区域を主に選定したという形になってございます。

(福田会長) はい、どうぞ。

(右京副会長) 工業団地の部分については、そうした考え方ということについてはわかりましたけれども、先ほど好摩なり、好摩駅の北側とか、あるいは巻堀中学校の周辺含めて、市街化調整区域であっても編入というような例もあるわけなので、そうした観点から考えますと、さっきの盛岡工業団地の図面に戻りますけれども、私が質問した箇所、こうした箇所に、ここもそれなりの住宅が連檐している箇所なわけでありまして、多分住んでおられる方々からしますと一体の下水道整備の中でインフラ整備をしてほしいという要望が多分強くあるのではないかというふうに思います。そうした面の地域の要望、これらについてはどうした対応で、要望について伺った経緯があるのかどうなのか、そうした面含めて、それからもし要望が、多分強い要望あると思いますので、可能であれば見直しの時期にはそうした要望はできるだけ可能な限り取り入れるというのが、住民の立場からすると要望したくなることになるわけでありまして、そうした面についての考え方についてご説明願いたいというふうに思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(竹田課長) お答えいたします。

まず、この区域の住民の方々から実際に要望を受けているということは、今の段階では

ございません。

それで、考え方とすれば、工業団地、新たに下水道の事業計画のエリアに編入するというので、順次、工業団地を整備した段階では、整備がある程度概成した段階で、今度次のこちらのほうのエリアの区域拡張に進むという形になると思います。だから、もうやらないということではございませんし、順次広げていく形になりますので、まずは工業団地を整備して、その次の段階でこちらの住宅地のほうに手をかけていくという形になると思います。

(福田会長) どうぞ。

(右京副会長) そうした事情にあるということについては理解いたしましたので、やはりこうした箇所が現実にあるわけでありますから、そうした人たちの、住民の要望をなるべくスピーディーに取り入れてもらって、極力インフラの整備が進むようにひとつよろしく努力願いたいということを要望しておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

(福田会長) そのほか、はい、どうぞ。

(桜委員) イオンスーパーセンター近辺の地図を見ておりましたが、ほとんどイオンスーパーセンターの敷地、周りというように見えますが、イオンスーパーセンターはことしで5年、今度6年目になるのかな、そういう感じで営業しているようですけども、何か話に聞くと、10年もたって営業実績が上がらないと撤退するとかという話もあるわけでございますので、その辺確認した段階でこのような工事するのかお聞きしたいと思いますが。

(福田会長) それでは、お答えをいただきたいと思います。

(竹田課長) 事業計画区域に入りまして、すぐに工事という形になかなかならないです。一応今現在事業計画区域内を最終的に整備して、今考えているのは大体2年か3年後頃から、それぞれの今回事業拡張したエリアについて工事を実施していくのかなというふうに考えてございます。まず、イオンのエリアにつきましては、1つのエリアですので、敷地の中に入って整備していくわけではなくて、国道4号ですか、国道のほうに整備を進める形にはなると思います。

(福田会長) よろしいですか。はい。

(桜委員) 何かこの図面を見ますと、新しく出るバイパスの横のほうまでずっと線が引かれておるわけでございますので、そっちのほうもということになればと思ってちょっと質問したわけなのですけれども。

(竹田課長) 一応下水道の整備は、公道の中に、盛岡市道とか国道とか県道、道路の中に布設する形になりますので、イオンの敷地内はそれぞれの所有者が排水設備というものを設置

する形になります。右側のほうの道路、これが市道だと思えますけれども、こちらには入っていくとは思いますが、実際にイオンの敷地の中はイオンのほうで排水設備を設置するという形になります。

(福田会長) よろしいですか。そのほかございませんか。

(「なし」の声)

(福田会長) なしという声でございますので、報告第1号につきましては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(竹田課長) どうもありがとうございました。

(福田会長) それでは、報告第2号に入ります。盛岡広域都市計画事業渋民地区土地区画整理事業の完了についてをご報告いただきます。
それでは、説明を願います。

(藤原課長) 市街地整備課、課長の藤原でございます。よろしくお願いたします。

(福田会長) どうぞ座って説明してください。

(藤原課長) それでは、私から渋民地区土地区画整理事業の完了につきましてご報告申し上げます。

事業の目的、それから事業概要につきましては、資料の1、それから2のほうに記載してございますので、ごらんいただきたいと存じます。

渋民地区土地区画整理事業は、当時の玉山村の中心地区にふさわしいまちづくりを行うということで、都市計画事業として約28ヘクタールの区域におきまして平成12年9月に工事に着手し、平成20年におおむねの完成をいたしました。この事業によりまして、ここに記載しております道路、公園、河川が整備され、またあわせて地区内には各種の公益施設も整備されて、事業の目的が達成されたものでございます。

しかしながら、事業開始後の社会経済情勢の変化によりまして、保留地処分の低迷などがありまして、組合として多額の債務が生じることとなったものでございます。このことにつきましては、ちょうど2年前の1月に開催されました第30回のこちらの玉山区地域協議会におきまして、事業の現状と課題、あるいはその後の事業収束の方針につきましてご説明申し上げたところでございます。その際ご説明した方針に従いまして、市議会のほうにも説明をし、事業計画の変更あるいは保留地の処分を進めながら、事業の収束及び組合の解散に向けた取り組みを行ってまいりまして、平成24年7月に組合の解散認可を受け、11月には組合員への報告を行い、事業の完了を迎えることができましたので、本日ここにご報告することとなった次第でございます。

この間の経緯につきましては、資料の3に簡単に記載しておりますが、若干補足しなが

らご説明申し上げたいと思います。2年前、当協議会におきまして説明を申し上げた後、事業計画の変更を直ちに行いまして、2月には市議会全員協議会にその収束の方針を説明いたしました。また、3月議会におきましては、23年度の当初予算に損失補償金を計上した関係で、さまざま議論をいただいたところです。その後、7月には再度の事業計画の変更、それから8月には残っておりました保留地が地元の不動産業者さんが一手に買い受けることとなりまして、保留地の処分が完了いたしました。10月には換地処分を行いまして、その後保留地も完売したことから、損失補償額確定作業に入りまして、金融機関との協議等で利子の減免などもいただきながら、最終的に平成24年4月2日に市から金融機関へ損失補償金を支払っております。その額が記載しておりますとおり、3億1,000万ほどになっております。その後6月の総会におきまして、解散につきまして議決をいただきまして、それで7月には市が解散の認可をいたしております。その後は清算の手続に入りまして、9月に清算総会、これで残っておりました残余財産の処分について決定をいたしました。それに基づきまして、10月には残っておりました現金9,926円については市への寄附、また備品については玉山総合事務所への寄附を行っています。それで、11月に入りまして決算報告書を市が承認したということから、全組合員にそのことを報告いたしまして、事業が完了したということでございます。

説明は以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、委員の皆さんからご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

(福田会長) なしという声でございますが、報告第2号については以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

(福田会長) それでは、報告第2号につきましては以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告第3号に入ります。玉山区地域づくり大会の開催についてを報告いただきたいと思います。

はい、どうぞ。

(萬事務長) それでは、よろしくお願いいたします。報告第3号でございます。お手元に資料があると思いますので、ごらんいただきたいと思います。

ここ数年恒例になっておりますが、今年度も玉山区の地域づくり大会を開催したいと思っております。つきましては、その期日等のご案内でございます。

目的は、記載のとおりでございます。

それから、主催につきましては、市とこちらの地域協議会、それから自治会連絡協議会

の3者で共催で実施しているものでございます。

日時についてでございますが、2月21日木曜日、午後1時30分から。

会場につきましては、こちら渋民公民館を考えてございます。

なお、開催の日にちでございますが、実はここ数年ずっと日曜日とか土曜日とかお休みの日に開催しておりました。今回は講師さんの都合とかもありまして、また特に日曜日でも参加者等についての変動が余りなかったものですから、今回、ことしにつきましては平日の木曜日に開催させていただきたいという内容になってございます。

5の内容でございます。最初に、きれいなまちづくり推進の花いっぱい運動の表彰式を行います。

それから、続きまして基調講演といたしまして、「地元の資源とまちづくり」と題しまして、早稲田大学の教授の鳥越浩之先生の講演を頂戴したいと思っております。ちなみに、鳥越先生の経歴ですが、裏面のほうに印刷してございますので、ご参考いただきたいと思います。1の略歴に記載のとおりですが、2行目に書いておられますが、専門は環境社会学、それから環境民俗学及び地域社会学というふうになっておられて、段落改めまして、現在はまちづくりや地域のさまざまな計画について、行政や地域の住民と話し合いながら望ましい形を考えるというのが最近の仕事というふうにされておるということで、うちのほうの地域づくり大会にもふさわしい講師さんなのかなということで、選定をさせていただきました。

それから、続きまして1枚目に戻っていただきまして、15時15分のところですが、事例発表ということでございます。1つが生出の地域まちづくりの会のほうから、まちづくりの会の取り組みについてということで事例発表をお願いしたいと思っております。それから、2つ目としては、市の環境部の環境企画課のほうから、生出地区の地域エコタウン事業について発表していただくと考えております。

それから、最後に講評ということで、鳥越先生からのお話も頂戴したいというふうを考えております。

それから、チラシ等、皆さんにもお渡ししていますが、今後こちらのほうについても各地域のほうに配布してまいりたいと思います。

説明につきましては以上でございます。

(福田会長) 以上が玉山区の地域づくり大会の中身の説明だったわけでございますけれども、何かご意見等がございましたらばお願いいたしますが、ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

(福田会長) なしという声がございまして、平日の午後1時半なわけでございますけれども、ひとつ皆さんからも呼びかけをいただきながら参加者を募っていただければと、こう思います。

それでは、なしという声でございますので、報告第3号につきましても終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、報告第4号に入ります。新しい盛岡市総合計画の策定について、これは過般

の協議会で諮問を受けた内容等につきまして、この答申への対応状況等についてご説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうぞ座ったままで。

(古館課長) 企画調整課長の古館です。よろしく願いいたします。

「新しい総合計画の策定について」ということで、平成27年度以降になります新しい総合計画の策定方針、それから新しく制定することになります総合計画の条例ということで諮問させていただきました。それに対しまして意見を付してということで、施策の実施・予算配分が市中心部に偏らないよう配慮するとともに、地域資源を活用したまちづくりをより一層推進することということで答申をいただいているものでございます。

現在、新しい総合計画の策定方針につきましては、協議会での協議を経まして、1月16日には総合計画審議会に地域協議会の意見も報告させていただいております。それから、条例につきましては、3月に予定されております市議会定例会に新しい条例案を提出する予定で進めております。

それで、策定方針につきましては、条例の審議の状況を踏まえまして、3月には策定方針を定めて、25年度、26年度の2カ年をかけまして新しい総合計画の策定に入るというふうなことで進めているものでございます。ご意見に対しましては、新しい総合計画については協議会の答申に出されております意見を踏まえて、地域の皆さんの意見を聴きながら、地域の特性、それから資源が生かされたまちづくりが一層推進されるよう配慮しながら計画を策定してまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

(福田会長) 皆さんの意見を付して答申いたしましたわけですが、それに対する回答的なものなわけですが、対応状況について説明をいただきました。皆さんのほうから何かご意見ございますか。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。審議会に報告をしたということでございます。委員の皆様方のお声、あるいは市の具体的な内容、例えば農業とか、例えば美しい景観とか、そういう説明をされたと思いますが、少し具体的に審議会の内容をご報告願います。

(古館課長) 審議会のほうでは、地域協議会、こちらのほうからも意見を頂戴しておりますし、さらにパブリックコメントということで12月から1カ月間いたしまして、市民の皆さんからも意見を頂戴していると、そういった内容も一緒に審議会のほうに報告させていただいた上で、審議会の委員の皆さんから意見をいただいたところでございます。

審議会の委員さんのほうからは、市民協働ということで、行政だけではなくて、一緒になって総合計画をつくるのだという機運も盛り上げることが必要ではないかというご意見もありまして、いずれ行政だけではなくて、皆さんの声を広く聴いて、一緒になってつくり上げていかなければならないと思っておりますのでございます。

以上です。

(福田会長) はい。

(佐々木委員) ありがとうございます。ついては、条例が3月の議会に提案をされる。その条例の中には、きっと地域資源を生かしたという文面が入るのだらうと思いますが、その後25年、26年の具体的な計画を検討していく中で、玉山区の方々からも意見を聞いてほしい。といいますのは、今までの計画の中身、あるいは行政の進め方を見ておりますと、まさに農業分野の予算、体制、極めて盛岡市の場合には粗生産額4%ということで、粗末とは言いませんけれども、それほど手厚くはないというふうに考えております。今後、先ほど会長の挨拶にもありましたけれども、農業、農畜産、非常に大きく変わっていく時代でもありますので、地域資源の中の農業分野についての取り組みというのは市内では玉山区だけになるかと思っておりますけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと。ついては、25年、26年、いろんな場面で玉山区の方々との話し合い等について、お取り進めいただきますようお願いをして終わります。

以上です。回答要りません。

(福田会長) どうもありがとうございました。ひとつその辺を受けとめていただきまして反映させていただきたいと思ひます。

そのほかございませんか。

(なし)

(福田会長) なければ、報告第4号につきましては終わりたいと思ひますが、よろしいですか。

(「はい」の声)

(福田会長) それでは、以上で報告第4号を終わらせていただきます。

(2) 審議

(福田会長) それでは、引き続きまして審議に入ります。

諮問事項でございますが、審議第1号藪川辺地総合整備計画の変更についてを審議題といたします。

説明を願ひます。

(古館課長) 引き続き説明させていただきます。

藪川辺地総合整備計画の変更についてでございます。玉山区の辺地総合計画につきましては、平成23年6月の市議会定例会で議決を得まして、現在ですけれども、資料の3番の全体計画のところにもありますけれども、姫神、前田高木、玉山、上日戸、藪川という5つの辺地において整備計画を策定しております。その一つであります藪川辺地総合計画について、今回その一部を変更しようとするものでございます。

辺地総合計画についてでありますけれども、辺地とその他の地域との間において、住民の生活、文化水準の著しい格差の是正を図ろうとするものでございます。薮川の辺地の総合整備計画については、辺地対策事業債の予定額の増額という必要が生じておりますことから、計画を変更しようとするものでございます。

それでは、資料の1番、変更の内容でございます。整備計画に計上しております地場産業施設整備でございます。これは、薮川地区の農村交流センターの整備についてでございます。整備内容を見直したことによりまして、表に整理しておりますように事業費が現計画①の3,610万円から変更案②の9,022万3,000円へと増額となっております。辺地債のほうの見込み額も①では3,600万と見込んでおりましたが、②の8,310万円へと4,710万円ほどの増額となるものでございます。

変更の具体的内容につきましては、別紙1のほうをごらんいただきたいと存じます。まず、項目1番の整備概要でございます。当初計画の欄になりますけれども、主な機能のところに産直、農家レストラン、食体験教室、休み処というふうな計画でございましたが、見直し計画のところで農産物加工製造施設、産直、農家レストラン、トイレということで、農産物加工製造施設、それからトイレの部分について新たに整備を追加したものでございまして、整備面積ですけれども、当初計画では140平米でございましたけれども、見直し後は252.2平米、112.2平米の増加ということになっておりまして、これに伴いまして事業費も増額となっているものでございます。

次に、2番の整備面積・事業費が増となる理由についてでございます。(1)のところにありますが、6次産業化を推進する観点から、瓶詰め加工、それから総菜、菓子等の製造を行うため、農産物加工製造施設を配置することに伴いまして、整備面積が87.2平米増加となり、事業費も2,400万円増加となっております。

次に、(2)番のところですが、利用者の利便性を考慮し、特に冬場のトイレの確保が課題になっておりますことから、トイレを整備することに伴いまして整備面積が25平米増加となり、事業費も2,500万円増加となっております。

(3)については、用地取得費等の増加によりまして、事業費が増額となっているものでございます。

項目3番の事業費・財源総括については、平成23年から25年まで当初計画、それから見直し計画ということで、お目通しいただければと思います。

それでは、別紙1の裏面をごらんいただきたいと思っております。裏面については、周辺図、それから施設の配置計画図ということでございます。周辺図のところでは、岩洞活性化センターに隣接する形で整備を予定しておりまして、それから配置計画図にありますように、ちょうど図の右側のところにトイレがありますけれども、トイレから真っすぐ進みますと廊下がございます。廊下がそのまま活性化センターのほうに接続されているということで、岩洞活性化センターの機能、それから今度新しく加える機能、それぞれの施設のよさを生かしながら相乗的に施設の活用を図ってまいりたいというふうに考えているものでございます。

次に、変更計画書案ということで、別紙2ですが、薮川辺地の総合整備計画書の変更案ということになります。1番、辺地の概況、2番、公共的施設の整備を必要とする事情、3番、公共的施設の整備計画ということで、23年度から27年度までの5年間の計画となっ

ております。

ここで、施設名としまして、市道から一番下の行、地場産業振興施設まで5つの施設について計画がございますけれども、このうち一番下の行の地場産業振興施設の事業費、それから辺地対策事業債の予定額等の金額を今回変更しようということございまして、ちょうど資料の別紙2の裏面に新旧対照表ということでアンダーラインを引いておりますが、このアンダーラインを引いた箇所が今回変更となるものでございます。

それでは、最初のページになります。3番の全体計画ということでございます。この表にありますように、姫神から藪川まで5つの辺地に係る整備計画を策定しておりまして、現計画では15の事業に9億1,800万円ほど、それから辺地債を6億2,000万見込んでおりますが、変更案では15の事業に対しまして事業費が9億7,224万円、辺地債が6億6,710万円となるものでございます。

最後に、4番目の今後の予定でございます。3月に予定されております市議会定例会に変更議案ということで提出する予定としております。

それから、議会の議決を得た後、総務大臣に計画書を提出ということで手続が完了するものでございます。

以上で説明を終わります。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、皆さんからご質問等いただきたいと思います。はい、どうぞ。

(桜委員) 説明ありがとうございました。大変な金額の計画のようでございますけれども、いろいろ加工場等建てて加工するようですけれども、これはその産直なりの場所でだけ売れるものですか。それとも、そのほかのほうにも売るという予定の施設なわけですか。

(佐々木課長) 農政課長の佐々木と申します。よろしく願いいたします。

基本的には、その場所に産直ブースと申しますか、そちらのほうで販売をするということ考えている内容でございます。ほかに持って、そちらのほうで販売は考えていないと、その場で販売を考えていると、そういう内容になっております。

(福田会長) よろしいでしょうか。はい、どうぞ。

(桜委員) いや、あれはすごい施設だから、その場所だけでそれぐらいつくって販売できるかと思っておりますけれども。

(福田会長) はい。

(佐々木課長) 地元の特産品と申しますか、特産物と申しますか、地元でとれる農産物を中心に加工して、例えば瓶詰めにして売るとか、そういったような内容で考えているわけで、量的にはそれほど大量というようなことではないというふうに思っておりますけれども、地元の皆様方と話し合いを何回か持たせていただきまして、そういった中で施設の仕様と

か内容とか規模とか、そういったものをご相談させていただきながら決めさせていただいたというような内容になっております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(桜委員) 何かトイレも2,500万というような、冬場を考えたのトイレだと思いますけれども、立派なトイレができると思いますが、冬場はお客様のほうがどれだけ行くかわかりませんが、ワカサギのシーズンとかそうなればふえると思いますけれども、そのほかにおいてはそんなに、岩泉線でございますので、ちょっと立派過ぎるような感じはしますけれども。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木課長) トイレの部分につきましては、レストハウスの岩洞湖寄りのところに平家のトイレが現在ありますけれども、実は冬期間水回りが凍ったりということで使用ができないというようなお話がございまして、実はその整備というお話も出たわけなのですが、単独で整備をしますとかなりの費用がかかるということで、今回このように農村交流センターを計画しておりましたので、そこに合築をしまして、そのほうが工事費もかからないだろうし、効率的に冬場、特にワカサギのシーズンではかなりのお客様がお見えになっていただいておりますし、夏場におきましてもこういうセンターが整備されることによって、途中下車といいますか、寄っていただいてご利用いただくというようなこと。あとは、隣にはレストランもございまして、岩洞活性化センターもございまして。そういったようなところで相乗効果を出しながら、ぜひ地域の活性化につなげていただけるよう、というようなことで一体的に考えて、整備をしようというふう考えた内容でございます。

以上でございます。

(福田会長) よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

(駒井委員) 今度の変更計画は、私は前の計画よりはずっとよくなったと思います。隣の活性化センターとダブる部分が非常に多かったのです。それが有効活用みたいになったからいいと思うのですが、ただ今桜さんも質問なされたけれども、加工場で作るものの販売を原則その産直で販売する程度のものだということだったので、玉山区民として考えると、地元産の特産品、外部に売れるぐらいいの特産品が欲しいというのはかねてからみんなに言われていることで、ただどうしても玉山に関して言うとロット生産が小さいから、万が一注文来ると対応できないという規模のものが今まで多かったわけですね。今回加工場ができるということで、ある程度のロットまでつくれるものができないのかというのが1つ。

それともう一つ、今回建物、盛岡市が事業主体でつくりますけれども、その後の運営そのものはどういう方々が利用し、運営主体でこの経営をやっていくのか、それはどういう

ふうに地元の方々とお話し合いになっているのか、教えていただきたいです。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木課長) まず、できれば特産品として生産量をふやして、ほかでも販売できるようなということでございますけれども、地元との話し合いの中では現在対応できる内容としてはこの施設の規模が適当であろうというようなお話もいただいておりますことが1つあります。いわゆる生産段階での人力的な部分の対応が可能であるかどうかという部分だろうというように私ども理解しているわけでございますけれども、これが販売が好調である、順調にこれが伸びていくということであれば、地元とまた相談をさせていただきながら生産量をふやしていただくというようなことも将来的には考えていかなければならないだろうということも当然視野の中には入っているものでございます。

それから、運営でございますけれども、公の施設というような位置づけで今進めておまして、指定管理ということで現在地元の方々を中心に、そういうような組織の立ち上げが必要な場合についてはそれらも含め、現在検討を進めているというような内容になっております。

以上でございます。

(福田会長) そのほか、はい。

(駒井委員) 重ねて質問ですけれども、そうすると全体の運営管理、委託管理みたいな形で進んでいくかもしれませんけれども、加工場を利用する場合、地元の人が利用する都度利用料金を払うようなシステムになっていくのですか。どなたでもその加工場を利用できるのか、あるいは特定の人のための加工場なのか、そこら辺はどうなっていますか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木課長) 特定の方を限定して考えているものではございません。どなたでもご利用いただけるというふうに考えております。

(駒井委員) わかりました。ありがとうございます。

(福田会長) そのほか、はい、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。当初この辺地計画を盛岡市はやめたという提案があつて、無理にお願いをして計画をつくっていただいたという内容であります。その中でこういった9億の事業計画を出していただいて、非常に感謝いたしております。特にこの薮川についてはプラスの変更をするということで、非常に喜ばしいなと感じております。

ついては伺いますけれども、ほかの地区、姫神から上日戸、ここまでの事業の進み方、進みの状況をちょっと説明お願いします。

それから、藪川の場合は、地元からの要望で予算枠の拡大を図ったと聞いておりますけれども、ほかの地区からはそういう要望がないのかどうか。

2点についてお答えをお願いいたします。

(福田会長) それでは、お願いします。

(森田計画係長) 企画調整課の森田でございます。

今、藪川辺地以外の辺地に係る計画の進捗状況についてお問い合わせでございましたので、概略的な部分だけ説明させていただきたいと思っております。

まず、姫神辺地総合整備計画におきましては、平成24年度に除雪機の購入を計上しております。これが今進んでいるということでありまして、

続きまして、前田高木でございますけれども、こちらの辺地総合整備計画では、前田地区にコミュニティセンターを新築するという中身になっておりまして、計画では24年度、単年度という計画になっておりましたが、24年度から25年度の2カ年の計画ということで事業期間の調整をしております。

また、玉山辺地総合整備計画、こちらにつきましては、市道二子沢線の改良舗装を平成25年度から予定しておりますし、今年度は除雪機の購入、具体的には凍結防止散布車両の購入ということで今進んでいるということでありまして、

あと、上日戸辺地につきましては、桜の里整備事業の実施に向けて平成24年度から26年度の3カ年にかけてという計画になっておりまして、この計画を具体化する準備を進めているという状況であります。

また、今回変更事案として考えております藪川でございますけれども、市道一の渡岩洞湖線、これは岩洞活性化センターから家族旅行村までのあたりの道路改良というふうなことで進んでいる状況であります。また、共同受信施設の改修でありますとか、新設、地デジ化に伴う難視聴対策ということも23年度から25年度にかけて今進めているところであります。そして、農村交流センターについては、先ほどお話ししたとおりであります。

なお、事業の進捗に伴いまして、やはりどうしても計画額に対して事業費が変動していくということはどうしても避けられないと。総合計画におきまして、その辺の調整は毎年度事業計画のローリングによって対応しておりますが、辺地総合整備計画については、基本的には5カ年計画を策定しましたときには、それを計画期間中は原則変更しないということになろうかと思っております。ただし、新たに何か事業を追加する、あるいは辺地対策事業債の予定額を増加させなければいけない、このような場合には計画の変更手続をとらなければいけないとされておまして、現在のところ5つの辺地の計画のうち、藪川以外につきましてはそのような事案が生じておりませんことから、今の段階では計画の見直しはとらないことになっておりますが、藪川につきましては農村交流センターにこのような事業計画の変更事案が生じておりますので、今回計画の変更をしようというものであります。

以上です。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木委員) ありがとうございます。非常にこの地域とすれば、9億の大きな事業であります。大きく地域の状況が変わってくると思いますので、計画どおりの進め方で結構でございますけれども、時々地域の皆様方の事情が変わる可能性もありますので、今の藪川のような計画変更みたいなものの、先ほどのできる範囲での検討等については、あるいは予算額の拡大等については、当然自然増もございますので、今まさに単価アップの時代になってくるようでもありますので、よろしくご検討方お願いをしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(福田会長) どうもありがとうございました。
そのほかございませんか。はい、どうぞ。

(皆川委員) 藪川の施設の問題についての確認なのですが、指定管理者制度で今後運営するとしても、快適なトイレとかレストランとかつくった場合に、維持管理として電気料なんかすごくかかると思うのですが、それは今後市の負担になるのですか、地元負担になるのですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木課長) 指定管理の中で賄っていただければというふうには考えておりますけれども、まだその辺のところは詳しく最終的な詰めはできていないところでございますけれども。

(皆川委員) 藪川の人口とかいろいろなことから考えると、将来地元負担となっていくと加工品販売したとしても、レストランの売り上げが多くなったと仮定しても、かなりの維持管理費がかかると思うのです。それもこの辺地のほうの特例みたいな形で、なるべく地元負担のないように進めていっていただきたいと思います。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木課長) 地元の皆様方と十分協議をさせていただいて、できる限り負担の少ないような方法を検討しながら進めさせていただきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(皆川委員) くれぐれもよろしくお願いいたします。

(福田会長) そのほかございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

(右京副会長) 今皆川委員さんからご発言あったこととやや同じというか、関連になるかもし

れませんけれども、この計画変更、当初の計画から今回変更すること、今増額の事業拡大の変更なわけでありまして、しかも内容の面でも新たに加工の施設整備、それからあそこで最も弱い施設であるトイレの、特に冬期間のトイレ、ワカサギ釣りの拠点の地点でもありますから、来客者も冬も結構多いわけでもありますから、そうした方々に快適な環境、受け入れ環境を整備して提供していくということについては、地元の要望も強かったと思うし、またあの周辺、岩洞湖周辺をいろいろ利用する人たちからしても望ましい施設が整備されてくるなというふうに、私はこの変更については非常にいい着目であって、これを積極的に進めてほしいという思いであります。

皆川さんから話ありましたように、どういう施設でもそうなのですが、施設整備と、それからそれを実際運営をするその体制、これは一番みんな悩んだり、いろいろ苦労するところでもありますけれども、しかしそうしたことをセットで進めて地域特性をいかに生かして前向きに環境整備していくかというこの課題、これはどちらでも苦労している問題でありますし、特に蘆川については厳しい生活環境の中で若者がどうしても減ってきておるといような現実の問題もあるわけでもありますから、それをこうした施設整備、あるいは産業の振興を通して、若者も希望を持って定着できるような、そういう環境を、規模は何となくちっちゃい感じであろうけれども、やはり整備しながら、それを呼び水にして地域振興を図っていく、地域活性化を図る、このことは非常に大事だというふうに思います。従来から蘆川でも何度かそうした試みはしているわけでもありますけれども、なかなかやはり、成功しているワカサギ釣りの拠点、これらは漁協の振興とともに成功例ですけれども、苦労している割にはまだ成果が出ていない部分もあります。ですが、苦労はしてきているわけでもありますから、かなり強い思いはそれぞれ持っておるというふうに考えます。今回辺地の計画を通して施設整備をするわけでもありますし、市におきましても行政組織のいろんな部署において連携して、地域の特性を大いに引き出してもらうように、地域の住民の要望も積極的に取り入れる努力を従来以上にさせていただくように努力したいというふうに思います。

この際、川村区長さんにも一つお願いをしておきたいというふうに思いますが、この蘆川地区、玉山総合事務所の管内でも特殊な場所でもあります。厳しい面を捉えればこれもかなりありますけれども、しかしあそこにしかない、あそこならではの条件、いいプラスの面もあるわけでもありますから、そうしたことを捉えて、総合事務所の行政事務推進の中でも、大いにあの地区の振興策についていろんな議論をして、地域のそういう関係者と連携を深めて、この事業を契機にさらにいろいろな地域活性化の事業が進展するように、ひとつ特段のご努力を願うように、この際区長さんにもお願い申し上げておきたいというふうに思います。

以上、要望で終わります。よろしく申し上げます。

(福田会長) では、要望ということでひとつ。

そのほか。はい、どうぞ。

(竹田委員) 大変本当に素晴らしい計画です。この際観光のほう、観光課との連携もとって、ツアーなんか募集して、そば打ち体験とか、それから寒いので有名なので寒さの体験とか、

そういうふうなものもどんどん観光でよそから来た人にお金をいっぱい落とさせていただくということで、お土産を買っていただくということで。佐々木さんが前に二戸にいたときに、足沢地区でしたっけ、僻地の僻地の足沢地区に私ツアーで行ったことあるのですけれども、何でこんな僻地のところにとしたら、すばらしかったのです。雑穀のバイキングとか、物すごく体験したことのないようなヒエ刈りとか、そういうようなのを一日体験してきました。何も観光はきれいなところとか有名なところではなくて、そういうところも観光になるのだなとつくづく、佐々木さんが全部足をつけてきたそうでございますけれども、そういうふうなのを。とにかくよそから来た人にお金を落とさせていただくということで、寒さ体験とかそういうふうなものもやったらいいのかなと思いますけれども、よろしくお願ひします。

(福田会長) 要望として受ければいいですね。
そのほか。

(なし)

(福田会長) ないようですが、この辺で質疑を打ち切ってもよろしゅうございますか。

(「はい」 の声)

(福田会長) それでは、ただいまいろいろご意見があったわけでございますが、藪川地区の活性化ということになれば、こういう施設があつて、そしてどどんあの方に足を運べる体制づくりは必要だと思います。したがつて、計画上におきましても、運営上におきましても、地域の方々との協議を十分になさいますして、この事業を達成するようにしていただければと思いますので、きょうの皆さんのご意見をひとつ十分に反映しながら実施していただくことをお願い申し上げながら、皆さんこれを可とすることによろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、今回のこの変更計画につきましては、ご提案された内容について可とすることに決定いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、審議第2号盛岡市石川啄木記念館条例の制定についてを審議題といたします。説明を願ひます。

(佐藤部長) 盛岡市教育委員会の佐藤と申します。ちょっと風邪声で大変聞き取りにくいとは存じますけれども、よろしくお願ひいたします。

それでは、説明を申し上げます。石川啄木記念館についてでありますけれども、記念館を管理運営しております財団法人では、本年11月30日をもって解散することに伴ひ、その後の記念館の管理運営を市で行つてほしい旨の申し入れが昨年11月にごございました。市といたしましては、先人ブランドである石川啄木を引き続き顕彰していくため、この申し入

れを受け入れることといたしました。このことに伴いまして、3月市議会定例会に盛岡市石川啄木記念館条例の制定について提案することとしております。このため、本日条例の内容について諮問するものでございます。

詳細につきましては、歴史文化課長のほうから説明しますので、よろしく願いいたします。

(田山参事兼歴史文化課長) それでは初めに、経緯等につきましてご説明をいたします。

石川啄木記念館を管理運営しております財団法人では、慢性的な入館者数の減少のほか、本年11月30日を期限といたします公益法人改革におきまして、公益財団法人または一般財団法人への移行が困難であるとのことから、本年11月30日をもっての解散及び解散に伴う残余財産の盛岡市への寄附について、昨年9月24日に開催されました理事会で同意、議決をいたしまして、先ほど部長がご説明しましたとおり、昨年11月16日に財団法人解散後の啄木記念館の管理運営について盛岡市で行ってほしい旨、申し入れがあったものでございます。

市といたしましては、先人ブランドであります石川啄木につきまして、引き続き顕彰していくためには石川啄木記念館の運営を安定したものにすることがありますことから、財団法人からの申し入れを受け入れることとしたものでございます。

次に、条例の内容につきましてご説明を申し上げますが、資料をごらんいただきたいと存じます。石川啄木記念館を本年12月1日から市の公の施設として管理運営をするため、盛岡市石川啄木記念館条例を制定しようとするものでございます。

なお、資料としてお示ししてございます条例の内容につきましては、現在法制担当と協議中のものでありますことをお含み置きいただきたいと存じます。

初めに、1の制定の趣旨でございますが、石川啄木に関する資料を収集、展示等をする博物館施設として石川啄木記念館を設置し、その管理について必要な事項を定めるものでございます。

次に、2の条例の内容でございますが、(1)の名称につきましては、石川啄木記念館。

(2)の位置につきましては、現在と同じ位置でございます。

次に、(3)の管理運営につきましては、指定管理者に行わせるものでございます。

次に、(4)の入館料につきましては、記念館本館の展示室に入室する者から徴収する入館料をお示ししてございまして、斎藤家あるいは旧渋民小学校校舎内の見学につきましては、無料でごらんいただくこととしてございます。展示室の入館料につきましては、表に記載しているとおりでございますが、個人の場合、一般でございますけれども、現行450円でございますが、300円に、高校生につきましては現行320円を200円、小中学生につきましては現行200円を100円ということで、この金額につきましてはもりおか歴史文化館や先人記念館と同じ額を予定しているものでございます。

次に、(5)の減免の措置につきましては、アの障がい者、イの65歳以上の高齢者のほか、ウに記載しておりますとおり、市内に住所を有する児童生徒、それから市外に住所を有する児童生徒のうち、盛岡市立や市内の私立の小中学校に就学している児童生徒は減免をし、無料で見学できるようにしてございます。

次に、3の施行期日でございますが、施行期日は本年12月1日でございますが、指定管

理者の指定の手續等につきましては、条例施行の前においても行うことができるとして
ございます。

説明は以上でございます。

(福田会長) 以上で説明が終わりましたので、質疑に入ります。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) ご苦労さまでございます。この記念館の条例の制定について諮問があったわけ
ですけれども、これまで非常に長い間、関係の皆様方、努力をして、努力をして、啄木の
宝を守ってきていただきました。時代の流れでこういった施設が非常にお客さんが減って
いるという中で、今度市のほうにお願いをするということです。これについては賛成をす
るものであります。

その中で、二、三お願いがございます。1つは、今市と地域の協働事業が展開をされて
おります。玉山区の場合には、4地区でまちづくり計画をつくるわけでありまして、
全ての地区において石川啄木は資源、宝でございます。活性化においては、この資源をな
くしてできない状況であります。したがって、指定管理者を設けるということござ
いますけれども、ぜひ地域住民の多くの声が届いた運営になるように、いろんな体制がで
きると思いますが、工夫をしていただきたいというのが1つであります。

それから、検討中なようではございますけれども、指定管理者の予定がございましたら
教えていただきたいと思っております。

以上でございます。

(福田会長) それでは、お願いします。

(田山参事兼歴史文化課長) まず初めに、啄木は地域の宝ということでございまして、記念館
の運営につきましても地域の皆様と一緒に運営していくということが非常に大事なことだ
と思っておりますので、今後指定管理者を公募するわけでございますが、そういったと
ころもきちんと仕様書に明記をしながら募集をしてまいりたいと思っております。

それから、指定管理者の予定につきましては、現段階では、先ほども申し上げましたが、
公募を予定してございますので、ご了承いただきたいと存じます。

(佐々木委員) ありがとうございます。よろしく願いいたします。

(福田会長) そのほか、はい、どうぞ。

(皆川委員) 啄木をみんなに知ってもらうために思うのですが、市内の小中学生だけでなく、
せめて小学生はどこから来た子供でも無料にはできませんか。

(田山参事兼歴史文化課長) そういうふうには小中学生全員を無料にするという考え方もひとつ
はあるかと思っておりますが、現在の例えば財政状況とか施設の収支状況から、市内にあります

もりおか歴史文化館以外の既存の博物館施設は小中学生からも入館料を取っているのが現状でございました。歴史文化館が開館するときに、ようやく市内と通学している小中学生に対して無料ということで、少し拡大を図ったところではございまして、なかなか市外から来る全員をとということまでは現時点では非常に難しいのかなというふうに思っております。

(皆川委員) 啄木は、盛岡の啄木で、岩手県とか日本の啄木ではないと。

(田山参事兼歴史文化課長) そういう意味ではございません。例えば先人記念館とかで小中学生を有料にしたというのは、まず児童生徒にお金を払って責任を持ってきちっと見ていただくというような当時の考え方から有料にした経緯がございます。それが新しい施設が建ってきて、それをずっと踏襲してはきたのですが、少し考え方を変えまして、市内の小中学生はというところで少し拡大させていただいたところではございます。これは、啄木だから、あるいは原敬だからという意味ではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

(皆川委員) はい、わかりました。

(福田会長) よろしいですか。
そのほか。はい、どうぞ。

(竹田委員) 今まで啄木に関してのイベント、啄木祭とか、啄木忌とか、いろいろあるのですが、そういうようなのは指定管理者になっても変わりはない行事になるのでしょうか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(田山参事兼歴史文化課長) 現在行っております啄木祭関連事業につきましては、そのまま引き継いでいただくと、引き継いで実施をしていくというふうに考えております。

(竹田委員) はい、わかりました。

(福田会長) そのほか。ございませんでしょうか。
はい、どうぞ。

(千葉委員) 学芸員の方いますよね。あの方はどういうふうに。啄木記念館とセットですか。

(福田会長) はい、どうぞ。

(田山参事兼歴史文化課長) まず、指定管理施設になった場合、職員の採用につきましては指

定管理者が行うこととなつてございます。したがいまして、選定された指定管理者がどのように考えるかというところになろうかと思ひます。

(福田会長) はい。

(千葉委員) でも、これだれでもできないですよ、実際のところ、現実。文化財団みたいなありますよね。そういうところが主にやりそうだと申すことですよ、きっと。

(福田会長) はい、どうぞ。

(田山参事兼歴史文化課長) どこが手を挙げるかということは全く皆目検討はついてございせんが、歴史文化館の職員採用を見ていると、全国的に職安を通じるなり、学芸員のネットワークを通じるなりして募集をかけていたようでございします。そういった中で、啄木に対する知識なりなんなりというものを推しはかつて指定管理者が最終的には決定をすべきものだと思ひてございします。

(福田会長) よろしいですか。

そのほか。

(なし)

(福田会長) なければ、いろいろとご意見も出たわけでございますが、これら等も踏まえながら今回の記念館の条例の制定についてはひとつよろしくお願ひを申し上げて、皆さん、可と申すことよろしいですか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) では、以上で審議第2号につきましても可と申すことに決定いたします。ありがとうございました。

ここで50分まで休憩したいと思ひますが、よろしいですか。

(休憩)

(16 : 42)

(再開)

(16 : 51)

(福田会長) それでは、時間になりましたので会議を再開いたします。

6 その他

(福田会長) 6のその他でございしますが、それぞれ報告事項があるようでございしますので、お

願いいたします。

最初に、空間放射線量の測定結果について、このことについて報告を願いたいと思います。

(高橋課長) 税務住民課長の高橋でございます。よろしく願いいたします。

それでは、空間放射線量の測定結果を報告させていただきたいと思います。

(福田会長) どうぞ座ってください。

(高橋課長) 座らせていただきます。

空間放射線量ということで、その都度今までも協議会の皆さんに報告させていただいておりましたけれども、経過についてその後も継続して報告するよという指示ございましたので、今回昨年12月までにはかった結果につきましてご提示させていただきたいと思ひます。

当初ごらんくださいでやめようかなと思っていたのですけれども、バスが5時半ということで、出席されない委員の方には申しわけないのですけれども、ちょっと説明させていただきたいと思ひます。

それで、空間放射線ということで、最初アイソトープの周辺が高いということで、アイソトープのデータを公表しろということでございまして、今までずっと公表してきたものでございます。アの日本アイソトープからの報告ということで、こちらのほう、震災前のデータがあるのがこのアイソトープからの報告だけでございまして、それで22年12月21日、これ震災前の数字から載せさせていただいております。こちらのほう、0.07が最高に高くなったのですけれども、今0.05ぐらいまでは下がってきているという状況でございます。

それから、イでございまして、当初盛岡でも放射線が飛んできているということでございまして、盛岡でもはかれということでございまして、当初盛岡のメッシュ、10キロに区切りまして、玉山区も旧市もなのですけれども、そこで1カ所、市の施設どこか探しまして、そこではかりましょうということで、当時機械も何もなかったものですから、委託ということだったのですけれども、そちらのほうを測定した結果、6カ所、玉山区10キロで2カ所あるところもあるのですけれども、6カ所をはかったもの、これ毎月その後はらせていただいております。そちらのほうの毎月の結果を測定させていただいております。その結果でございます。一番高いところで、地上5センチでも0.11ということでございます。これは、一番影響のある地域で基準点と言っていましたけれども、そこではかったものでも、5センチメートルでも最大値が0.11、1メートルですと0.1くらいしかないということで、最小値は0.04ということで、非常に低い数値になっているということでございます。

ウでございまして、4ページをお開きいただきたいと思ひます。その後10キロではだめだということで、いろいろ地域によってかなりあったり、低かったりするということが判明してまいりまして、では市の施設、特に小学校、中学校の子供たちに影響する場所を全部はかりましょうということではかった地点でございます。こちらのほう20カ所毎月はかった数字をご報告させていただいております。こちらのほうも、最大値が0.09、ほ

とんど校庭の真ん中はかつておりますけれども、0.09、それから最小値が0.05ということで、こちらのほう非常に低い数字になっているということをごさいます、問題ないのかなということをごさいます。10ページまでずっと経過がありまして、そのように結果ごさいます。

それで、基準のほうなのですけれども、一応国際の IGRP というところで示している、ちょっと復習がてらご説明いたしますけれども、年間の放射線を受ける年間量が100ミリシーベルト以下にきなさいと、緊急時ですけれども、100ミリシーベルト以下にきなさいと。100ミリシーベルト以下は科学的にがんの発生が高くなるようなデータはないということですので、そういう国際基準、委員会が勧告している数字が100ミリシーベルトということをごさいます。ただ、復興時におきましては、それを20ミリシーベルト以下にきなさいということ、20ミリシーベルト以上になっているところは避難区域になったということをごさいます。復旧時は20ミリシーベルトですけれども、では平常時はということ、1ミリシーベルトということが勧告されておまして、普通の時期であれば、何もない時期であれば1ミリシーベルト以下が望ましいというようなことをごさいます、1ミリシーベルト年間超えないのは1時間について0.23マイクロシーベルト以下であれば問題ないのかなと、平常時でも。というふうに国とか国際の委員会のほうで示されています。

それで、0.23を超えている地域はないので、私どもといたしましてはこのレベルであれば問題ないのかなというふうに考えているところをごさいます。

それから、参考ということ、11ページ資料をつけてごさいます。こちらのほうは、いろいろ小学校では問題ないというお話はずっとしてきたのですけれども、こちらのほう局地的に雨どいのあたりが高くなっているということ、市の施設全部直営ではかりました。それで、それのときに一番高い数字をここに示させていただいております。それで、1マイクロシーベルト以上のところに関しましては、直営ですけれども、除染もしておまして、そちらのほうの後の経過等もごさいます。低くなっているところ、逆に高くなっているところもごさいます、局所的でございまして、こちらのほうも地上1メートルのところ、一番人間に影響あるという1メートルのところでは局所的にも0.23超しているところはごさいますので、こちらのほうも問題ないのかなと。5センチでは0.57というのが一番高いところごさいますけれども、問題はないのかなというふうに思っております。

それから、市民の方にシンチレーションサーベイメーターという立派なやつではない、これ5万くらいする機械なのですけれども、簡易的な10万くらいのやつを市民の皆様にお貸しして、玉山事務所でも2台お貸しする機械ありますけれども、そちらを貸し出した際に報告していただいております。そちらのほうでも高い数値が、1マイクロシーベルト、局所的にも超えているところはないということですので、一応空間の放射線量については安定した状況になっているのかなというふうに考えています。

私のほうからの報告は以上でございまして。

(福田会長) その貸し出しの測定機は結構使われていますか。

(高橋課長) そうですね、去年の4月あたりから貸し出したのですけれども、当初ぽつぽつと

あったのですけれども、今はほとんど、2台置いてあります。簡易的といいますがほとんど変わらない数字、ちょっと高目に出るというような感じはあるみたいですが、貸し出しておりますので、どうぞ。

(福田会長) はい、どうぞ。

(松坂委員) 学校関係のほうで、校庭の中央を毎回測定されていらっしゃるのですけれども、参考資料にもありましたように、やっぱり雨どいの下というのは結構高値を示されるのですけれども、小学校、中学校のほうの雨どいのところというのは測定なさっては。

(高橋課長) 測定ですが、こちらのほう毎月ではないのですけれども、年に1回というか、去年1回ずつはやっております。それで、2回やっているのですけれども、こちらのほうの数字、ずっと前に提示した部分に関して今回提示しなかったのですけれども、ホームページのほうには公表しておりますけれども、こちらのほうでも0.23を超したところは小中学校ではございませんので、そこら辺は安心していただきたいなと思います。データ、皆様には用意しませんでしたけれども、こちらのほうありますので、後でごらんになっていただければと思います。

(福田会長) よろしいですか。

(松坂委員) これからも校庭の中央だけではなくて、やっぱり雨どいの下とか、そういうのをまめに測定のほうをよろしくお願ひしたいと思います。
以上です。

(福田会長) 大変ご苦勞でございますけれども、測定場所を複数にさせていただきたいと思ひます。

(高橋委員) 年間1回はやっていましたので、結構な数、市の施設の数、とんでもない数がございまして、2人で年間回って測定してありますので、こちらのほうは1回ぐらいにしかならないと思ひます。

(福田会長) そのほかございせんか。

(なし)

(福田会長) なければ終わりたいと思ひますが、よろしいですか。

(「はい」 の声)

(福田会長) どうもありがとうございました。

続きまして、玉山区地域自治区制度検討会についてを議題といたします。

(佐々木参事兼総務課長) それでは、座ったままで失礼いたします。皆様方にお配りしております一番最後のところについてだと思いますけれども、仮称ではございますけれども、玉山区地域自治区制度検討会について(案)というふうな資料があると思いますけれども、それをごらんになっていただきたいと思います。

趣旨でございますけれども、冒頭福田会長さん、それから区長の挨拶の中にも触れておりましたけれども、平成18年1月10日の合併から既に7年が経過しているということで、残り3年というような時期となってきております。この地域自治区でございますけれども、合併によります急激な日常生活の変化を抑制する、あるいは玉山の地域特性を生かしたまちづくりを展開していこうということで、10年間自治区を設置するというようなことで、合併協議の中で決定したものでございます。そこで、いろいろと合併したことによってすぐ1市1制度というふうなことではなくて、玉山総合事務所という事務所を設けて、ある程度緩やかな合併を目指そうというふうなことで、各種検診事業であったりとか、あるいは除雪の関係は玉山区でとか、そういったことで玉山中で独自に事業を展開できるもの、ある程度玉山のところの事情を考慮した形でそういった行政運営ができるというふうなシステムでございます。それがあと3年でお約束の期間が終了するというような状況となっております。そういったことから、その3年後、平成28年4月1日以降の玉山区のあり方がどうあるべきかというようなことを検証しながら、そしてそれを検証した結果を後で説明いたしますまちづくり計画書のようなものを策定いたしまして、市長のほうに提言をするというふうなことでどうかなということでご提案を申し上げるものでございます。

2の検討会の関係でございますけれども、1の名称につきましては、仮称ではございますけれども、玉山区地域自治区制度検討会という名称でいかがかなというふうに思っております。

それから、体制につきましては、分科会とか、あるいは新たに組織を構成するというような案も考えたわけでございますけれども、全体にかかわる重要な要件というふうなことでございますので、部会対応としないで委員全員での検討会としたいというふうに考えてございます。

開催時期でございますけれども、原則全員ということでございますので、地域協議会を一旦閉めまして、そしてこの検討会に入るというふうな考えを持っております。地域協議会につきましては、原則公開というふうなことにしておりますので、こちらの検討会のほうは公開するまでに至らないさまざまな詳細のご意見等を調整するというような機関でございますので、これは非公開でやるというふうなことになるのであれば、一旦閉めて、そして同日に検討会のほうも開催してはどうかなというふうに考えているものでございます。

4の検討項目について、どういったことをやるかというふうなことでございますけれども、1つについては住民アンケート、これは合併時の、平成18年に合併した際にも1度合併後に実施をしておりますけれども、今回また合併7年を経過して、玉山区の住民の皆様方、合併についてどういったご意見等があるのか、そういったものを把握をしながら、今後そのあり方を検討する上での検討材料にしていきたいというふうなことを考えておりまして、これについては平成25年度の早い時期に実施をして、早く資料を取りそろえて、中

身の検討に入っていきたいというふうを考えているものでございます。協議会単独でやるか、市と共催でやるか等々については、本庁の広聴広報の担当課もでございますので、そういったところと協議をしながら、ご意見を伺いながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、検討した結果をどのようにするのだというふうなところでございますけれども、玉山区まちづくり計画書、仮称ではございますけれども、これを作成して市長のほうに提出をするというふうなことを考えているものでございます。先ほど申し上げましたように、アンケート結果、あるいは庁内のほうでも、後ほど説明しますけれども、いろいろ事務事業について検証しております。そういった情報等も皆様方に提供いたしながら、さまざま検討材料を提供させていただきながら、最終的にはまちづくり計画書を作成いたしまして、中身は市長への提言書のような形になろうかと思っておりますけれども、10年後のあるべき姿といえますか、玉山区はこうあるべきだというふうなものを市長に計画書というふうな形で提出をしたいなというふうなことを今事務局のほうで考えているものでございます。

以下、下のほうは参考までにでございますけれども、先ほど触れましたけれども、事務長を座長といたします各課長さん方をメンバーといたしまして、昨年の11月8日に、事務所内の組織といたしまして地域自治区玉山区今後のあり方検討会というのを設置いたしました。2回ほど会議を持っているところでございますけれども、5課あるわけでございますけれども、それぞれの5課で今分掌しています事務事業について、課題等について洗い出しをしている状況だというふうなことで、今後2月、3月に向けてそれらの資料をもとにまたこの検討会の中で掘り下げて検討していきたいなというふうなことで、その検討結果については皆様方の地域協議会のほうで今回提案しています検討会のほうに情報提供するというふうなことで、まさに両輪となるような形で並行して検討を進めていきたいなというふうに考えているものでございます。

今後の予定にもちょっと触れましたけれども、25年2月、3月でそういった今説明しましたものの中身を検討いたしまして、そして25年度の後半あたりから、これは本庁のほうの関係課、合併の担当課となりますときょう説明に来ていました企画調整課とか、あるいは組織等にも関係しますので総務部の総務課なり職員課なりというのも参画していただくようになると思っておりますけれども、そういった本庁のほうでも合併10年間を検証するというような意味で、当然合併を検証する意味で必要なわけでございますので、そういった本庁のほうにも立ち上げをしていただきながら、そこと並行して総合事務所のほうの検討会、そして皆様方で設置します検討会、3者がいろいろ共有しながら進めていければなというふうに考えているものでございます。

後ろのほうにスケジュール(案)ということでお示しをしておりますけれども、平成24年度、3月までなわけでございますけれども、皆様方のご意見等を伺いながら、できれば次の3月の地域協議会の際に第1回目の検討会を開催したいなというふうに考えてございます。平成25年、26年、27年まで点線引いておりますけれども、検討を加えてまいりたいというふうに考えておりました。アンケートの実施については、25年度の早い時期に実施をいたしまして、住民の意向というのを早目に把握をしたいというふうに考えております。そして、まちづくり計画書の作成ということで、遅くても平成26年度の余り遅くならない

時期にはまとめ上げまして、そして場合によっては条例の制定とか、議会の議決を得なければならないような内容になるかもしれません。そういった場合については平成27年度でそういった手を踏んで、28年の4月1日以降に、こういった話し合い結果になるかはわかりませんが、28年4月1日以降、どうあるべきかというのを検討を加えて、そして条例等の整備等が必要なのであれば27年度にやって、28年度4月から新たな体制でスタートできればなどというふうに考えているものでございます。

下のほうには総合事務所のほうの動きを載せておりますけれども、先ほど説明した中身のものでございますので、割愛をさせていただきます。

以上、簡単でございますけれども、このような方向で皆様方のほうで検討会を設置していただきたいというふうなことで、事務局のほうからご提案申し上げるものでございます。以上でございます。

(福田会長) ただいま説明をいただいたわけでございますが、このような流れの中で今回検討会を設置しながら進めてまいりたいと、こう思うわけでございますけれども、皆さんからのご意見等もあろうと思っておりますが、今後のスケジュール等についても今提案されたわけでございますが、皆さんのご意見もいただきながら今後の進め方等についてご意見を賜ればと思っております。

はい、どうぞ。

(佐々木委員) 結構な話だと思いますが、以前に地方自治法に基づく区制の検討をお願いしますということで市長に提言をいたしました経緯があります。そのときの担当課のご回答は、玉山区の特別区のことについては、当面考えていないという回答をいただいております。ということは、3年後は大通も仙北町も一緒よと、そういう格好を考えているような回答をいただいております。

下のほうに、玉山総合事務所がいろいろ検討を始めているようでありますが、これについては本庁との絡みで、本庁指示なのか、本庁と協議した上でおやりになっているのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

(福田会長) はい、どうぞ。

(佐々木参事兼総務課長) まず、本庁との今の関係と申しますか、協議の内容でございますけれども、担当課であります企画調整課のほうには設置をして検討するというようなことについては報告をしておりますし、これはあくまでも総合事務所として任意にやっているものでございまして、指示等があつての動きではございません。本庁の企画調整課のほうでも、当然合併10年一区切りでございますので、当然市全体としても合併の効果なりというのは検証しなければならないというような意識は同じでございますので、そういった関係で本庁のほうでも立ち上げることについてはその予定をしているというふうなことでございます。

前に地方自治法に基づく地域自治区について、こちらの地域協議会のほうから提言をした経緯がございます。その当時はそういったご回答をいただいたというのは確かでございます。

ます。地方自治法に基づく地域自治区の場合ですと、旧市のほうも区割りをして、全部のところに地域自治区を設置しなければならないというようなことで、ちょっとそれはできないといえますか、そういうようなことは今考えていないというようなご回答であったというふうに思います。

例えばですけれども、地域自治区、このまま延長してほしいというふうなことになるならば、これは法律上できるというふうなことになりますので、仮にそういったことになると条例を制定して、その後議会の議決が必要だというふうなことになりますので、旧市のほうに置かないでこのまま延長ということになれば今のような方法もできますので、そういったあるいはまとめ方になった場合は、そういったものを計画書の中に織り込んでというふうなことも考えられるわけでございますし、または市独自で条例である程度の玉山区の特殊性を生かした形で、特区ではないのですけれども、市のやれる、自治法に抵触しない範囲での市独自の玉山区の地域づくりのようなものを特化したような形の条例の制定というのもあるいはあるかもしれません。そういったことを検討する検討会を設置して、検討していきたいというふうなことの内容でございますので、前の回答は回答として、それをさらに踏まえながらまた新たな検討を加えてはどうかというふうなことでございます。

(福田会長) どうぞ。

(佐々木委員) 了解をいたしました。いずれ地方自治法に基づく特区なり、あるいは盛岡市の条例に基づく玉山地域の扱いについて、特別な扱いをしていただかないと11年後、まさに先が見えるように思います。したがって、何かしらの玉山区の動き方なり、体制なりというものはお願いをしていかなければいけないと思いますので、この検討内容については賛成をいたします。

以上です。

(福田会長) いずれそういう形で、延長、継続、この条件整備をしていかなければならないと思いますので、その辺をいろんな資料をいただきながら検討して、市のほうにお願いするというよりはなと思いますので、ひとつその辺を何とか上に通るような条件整備にお互いの知恵を出していただければと思います。

それでは、まだ時間ありますか。ただいまいろいろとお話があるわけでございますが、このスケジュールに乗りつつ、今後のこの会は継続して開催し、条件を整えていきたいと、こういうことにしてきょうは終わりにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」 の声)

(福田会長) そういうことでひとつよろしいでしょうか。

(佐々木参事兼総務課長) それでは、3月、次回の地域協議会の際には具体のものについて、もう少し詰めたものをお示しをしながら、第1回目の検討会を開催したいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

(福田会長) そのほか。はい、どうぞ。

(佐々木参事兼総務課長) それでは、次回の3月の地域協議会の日程の関係でございますけれども、3月28日、29日のいずれかにしたいなと思っておりました。会長さんのほうの日程の調整がちょっとありまして、3月28日か29日のいずれかの日にしたいというふうに思いますので、いずれ年度末でございますので、それぞれ皆様ご多用というふうに思いますので、早目に決定をいたしまして、早目にご連絡をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

(福田会長) いいですね。

(佐々木参事兼総務課長) 以上でございます。

(福田会長) それでは、以上で協議会のほうは終了……はい。

(佐々木委員) 10分時間がありますので、2分お願いをしたいと思います。

というのは、区長さんなのか、事務長さんなのかわかりませんが、新聞紙上をにぎわしております合併特例債を使った体育施設の話が出ております。きょう新聞記者帰ったからあれですけども。つなぎのサッカー場、太田のテニスコート、一年中使えるスケートリンク、ウン十億の合併特例債を使ってやると。これは結構な話で、諮問受けて、体育振興上いいだろうというようなお答えを出したところであります。

ついては、渋民運動公園の整備が、これも特例債だと思っておりますけれども、4億2,000万ぐらいでスタートするわけです。その中に、ぜひ野球場、ライトをつけるという計画が出ておりましたけれども、硬式野球、高校生の大会ができるような野球場に計画変更を、といいますか、今実際やっているわけですから、予算枠の拡大みたいなことが非常に地域住民から強く声が出ております。当然会長、区長さんの耳にも入っていると思っておりますけれども、地域協議会として諮問に対してオーケーを出してしまった後でございますけれども、渋民運動公園の分は事業に入っておりますので、内容の検討、今市民部がやっておりますから、野球場の硬式化の基準上げ等については、ぜひこの委員会の中でもちょっと検討していただいて、盛岡市の国体に向けての体育振興、審議会等々にかかっているわけでありましてから大賛成でありますけれども、渋民運動公園の整備について、少し4億2,000万から10億5,000万ぐらいの予算枠の拡大をして、野球場を中心とした完璧な整備にしていきたいという提案であります。

以上です。

(福田会長) そういうことにつきましては、次回あたりでも提案して協議していただければありがたいと思っておりますので。

そのほかございませんでしょうか。

(なし)

(福田会長) なければ、以上で終わりたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」 の声)

7 閉 会

(萬事務長) それでは、長時間にわたり大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして第44回の地域協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

(17時22分)

会議録作成者

盛岡市役所玉山総合事務所 総務課

地域政策グループ

担当者 加藤

TEL683-2116 (内線 220)

FAX683-1130

E-mail tm.soumu@city.morioka.iwate.jp